

(証券コード 7721)
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

東京計器株式会社

取締役社長 安藤 毅

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
当会社本店会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第88期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 第88期剰余金の処分の件
- 第2号議案** 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任する
場合に限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代
理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提
出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インター
ネット上のウェブサイト ([http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/
7/7/7721/soukai.html](http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/7/7721/soukai.html)) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類に
は記載しておりません。

なお、当該ウェブサイトは、当社ホームページ (<https://www.tokyokeiki.jp/>)
経由で閲覧することも可能です。

① 事業報告の以下の事項

○会社の体制及び方針

- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

② 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連 結計算書類の連結注記表）

③ 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞ
れ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもの
他、上記のインターネット上のウェブサイトに掲載された事項（監査等委員会
は①、②及び③、会計監査人は②及び③）も含まれております。

◎株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合
は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ
(<https://www.tokyokeiki.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済につきましては、輸出はアジア・その他地域向けが弱含んでおり、生産も一部に弱さがみられるものの、企業の設備投資は増加し、雇用情勢も着実に改善していることなどから、景気の緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、2018年5月に発表した中期経営方針及び中期事業計画の成長戦略である「既存事業の強化」、「グローバル化の推進」、「事業領域の拡大」に取り組んできました。「既存事業の強化」につきましては、流体機器事業において、国土交通省が定める「危機管理型水位計」の基準に対応した新しい電波レベル計を短期間で製品化することに成功し、計画を大幅に上回る受注に成功しました。さらに、大量受注に対しても遅滞なく対応することができました。「グローバル化の推進」につきましては、油空圧機器事業でアジア地区での新たな販売パートナーの確保や海外現地社員の採用等の販売力強化を推進したほか、流体機器事業ではベトナム駐在員事務所を設立し、より具体的な販路開拓を開始いたしました。また、その他の事業では、鉄道機器事業において初の海外向けレール探傷車を納入し、国内では圧倒的なシェアを保有する当該事業の海外進出へ大きな一歩を踏み出しました。「事業領域の拡大」につきましては、油空圧機器事業において、新規事業として推進してきました高圧ガス関連事業である水素圧縮装置は、特定顧客から量産契約を受注することができました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、前期に比べ、売上高は2,889百万円(6.6%)増収の46,692百万円となりました。また、売上高の増加に加え、原価率及び販管費率の好転等により、営業利益は1,121百万円(85.1%)増益の2,440百万円、経常利益は1,148百万円(76.0%)増益の2,660百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は816百万円(72.8%)増益の1,936百万円といずれも大幅な増益となりました。

配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とさせていただきます。当期は、1株当たり25円の普通配当を実施いたしたく存じます。

事業別受注高・売上高

事業区分	受注高			売上高		
	金額	構成比	前期比増減	金額	構成比	前期比増減
	百万円	%	%	百万円	%	%
船舶港湾機器	9,026	18.8	5.2	8,949	19.2	1.0
油空圧機器	13,516	28.1	3.6	13,064	28.0	1.6
流体機器	4,101	8.5	21.6	4,101	8.8	19.2
防衛・通信機器	18,382	38.2	11.6	16,909	36.2	5.3
その他	3,109	6.5	13.3	3,667	7.9	41.0
調整額	1	0.0	55.2	1	0.0	52.2
合計	48,135	100.0	8.9	46,692	100.0	6.6

注 当連結会計年度より事業区分を変更しております。このため、各事業の前期比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて算出しております。

各事業の概況は次のとおりであります。

〔船舶港湾機器事業〕

当事業では、国内市場は大きな伸びはないものの、海外市場ではアジア向け新造船需要や欧州向けOEMジャイロコンパスの販売が堅調に推移しました。この結果、当事業は前期と比較して、受注高は5.2%の増加、売上高は1.0%の増加となりました。

〔油空圧機器事業〕

当事業では、海外市場で中国の成形機需要が減少したものの、工作機械市場、建設機械市場、油圧応用装置がそれぞれ堅調に推移しました。このような状況の中、新商品については、高圧ピストンポンプ PHC80D、高圧ピストンコントローラ PC2、圧力センサー ESWを市場投入しました。この結果、当事業は前期と比較して、受注高は3.6%の増加、売上高は1.6%の増加となりました。

〔流体機器事業〕

当事業では、民需市場及び海外市場が低迷したものの、消火設備市場（前期は「その他事業」の防災機器）が堅調に推移したことに加え、官需市場は河川防災向けの新商品として投入した危機管理型水位計MD-10の注文が計画

を大幅に上回ったことから好調に推移しました。この結果、当事業は前期と比較して、受注高は21.6%の増加、売上高は19.2%の増加となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業では、半導体メーカーの次世代プロセスの生産立ち上がりの遅れから主力の半導体製造装置用マイクロ波増幅器が低迷したものの、農業機械関連機器及び道路関連機器の需要が増加したことに加え、官需市場が堅調に推移しました。このような状況の中、新商品については、農業機械用直進自動操舵補助装置AG-GEAR3、平坦性計測解析装置レーザー・プロファイラLP-310を市場投入しました。この結果、当事業は前期と比較して、受注高は11.6%の増加、売上高は5.3%の増加となりました。

〔その他の事業〕

当事業では、検査機器事業は新製品の投入により堅調に推移したほか、鉄道機器事業は役務工事が堅調であったことに加え、海外向けレール探傷車の納入や各種機器販売が好調となりました。この結果、当事業は前期と比較して、受注高は13.3%の増加、売上高は41.0%の増加となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、老朽化設備の更新のほか、佐野工場の精密加工室新設や増産設備への投資をしたものの、予算執行の次年度以降への繰り延べ等もあり、1,102百万円と前期に比較して19.1%の減少となりました。所要資金は自己資金を充当しました。

3. 対処すべき課題

当社グループの中期経営方針が目指すところは、以下の3つの基本方針に基づく成長戦略により、市場のリーダーとして、技術・技能を改良・革新し時代や社会にとって欠くことのできない独自の高付加価値な商品を創造し続けることで、「安全」と「環境」へ貢献します。そして稼ぐ力を高めながら増収・増益を積み重ね、キャッシュを増加させることで、多種多様なステークホルダーの要請と期待に応えていきます。

①事業領域の拡大

当社グループにはこれまでニッチ市場で培ってきた有形・無形の様々な経験と強みがあります。この経験と強みを生かしながら新製品、新事業を創出しトップに育てる“ニッチトップ”戦略を以って事業領域の拡大

に挑戦していきます。新製品については、昨今の事業環境の目まぐるしい変化に対応するため、今までにないスピードで多様なニッチ製品を創出していきます。さらに、単独製品での事業展開だけでなく複数製品を束ねることで、市場において強靱で存在感ある事業として展開することを目指します。また、新事業については、イノベーションが猛スピードで起き技術・商品が短命化している中、商品及びサービスの開発期間の短期化、競争環境の激化、研究開発費の高騰などに対応するため、M&Aやオープン&クローズ戦略も活用していきます。

②グローバル化の推進

持続的な成長が期待できる新興国を始めとした海外市場を更に開拓して収益を増大させていきます。そのためには、価格競争力を高め、市場特性に合い差別化した商品を開発・投入するとともに、販売とサービスのネットワークを更に拡充・強化していきます。

③既存事業の継続的強化

顧客要望を満足させる革新的課題解決（イノベーション）と高効率化の追求を以って、現有“ニッチトップ”事業の圧倒的優位性を確保し、収益力を向上していきます。そのために、生産・営業・技術・サービス・スタッフの徹底した高効率化を目的とする全社改善活動を積極的に展開するとともに、IoTを活用したスマートものづくりによる生産効率の改善、多能工化等の付加価値を高める人材育成に取り組んでいきます。

なお、2018年8月に判明いたしました、当社製一般産業用油圧機器の一部製品における不適切な事象につきましては、2019年3月25日に東京証券取引所の適時開示情報伝達システム及び当社Webサイトにてご報告させていただきましたが、事業年度が切り替わる2019年4月から恒久的な各種再発防止施策を適用できるよう、当社グループ一丸となって新たな体制の構築を推進してきました。また、これに併せて、今回関係各位に多大なるご迷惑をおかけした事態を重く受け止め、役員報酬を減額いたしました。当社グループは、品質マネジメントの徹底に向け、引き続き再発防止策の確実な実施を進めるとともに、ステークホルダーの皆様への信頼回復に全力を挙げて取り組んでいきます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係遮断を目的として毅然とした態度で対応していきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度 (第85期)	2016年度 (第86期)	2017年度 (第87期)	2018年度 (第88期)
売上高 (百万円)	43,439	41,394	43,803	46,692
経常利益 (百万円)	1,979	1,252	1,511	2,660
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,252	709	1,120	1,936
1株当たり当期純利益(円)	75.24	42.72	67.61	117.19
純資産 (百万円)	26,419	27,356	28,425	29,481
総資産 (百万円)	50,747	52,206	58,045	58,349

- 注 1. 当連結会計年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しております。2015年度(第85期)から2017年度(第87期)については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。
2. 当社は2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2015年度(第85期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度 (第85期)	2016年度 (第86期)	2017年度 (第87期)	2018年度 (第88期)
売上高 (百万円)	38,773	36,669	39,417	41,593
経常利益 (百万円)	1,249	1,832	1,021	2,072
当期純利益 (百万円)	957	1,915	850	1,647
1株当たり当期純利益(円)	57.50	115.44	51.32	99.68
純資産 (百万円)	20,717	22,562	23,133	24,009
総資産 (百万円)	42,777	45,058	51,232	51,410

- 注 1. 当事業年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しております。2015年度(第85期)から2017年度(第87期)については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。
2. 当社は2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2015年度(第85期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

II 企業集団及び会社の概況（2019年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社9社及び関連会社2社で構成され、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器及び防衛・通信機器の製造、販売及び修理を行う各事業並びにその他の事業（検査機器、鉄道機器の製造・販売及び修理等）を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流、その他サービス等の事業活動を展開しております。

事業区分	主要製品
船舶港湾機器	ジャイロコンパス、オートパイロット、マリンレーダー
油空圧機器	ポンプ、制御弁、油圧ユニット
流体機器	流量計、レベル計、接岸速度計、防災機器
防衛・通信機器	レーダー警戒装置、加速度計、ヘリコプター中継システム、港湾監視システム
その他	検査機器、鉄道機器

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 17,076,439 株
- (3) 株主数 8,058 名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,108千株	6.73%
東京計器協力会	1,035	6.29
株式会社三井住友銀行	824	5.01
山内正義	637	3.87
東京計器取引先持株会	617	3.75
東京計器従業員持株会	534	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	481	2.92
日本生命保険相互会社	470	2.86
株式会社横浜銀行	466	2.83
三菱UFJ信託銀行株式会社	423	2.57

- 注 1. 信託銀行の所有株式には、信託業務に係る株式が含まれております。
2. 当社は、自己株式621,680株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,571名	49名増

注 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,233名	58名増	43才5月	18年1月

注 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東京計器アビエーション(株)	20百万円	100.0%	航空機及び艦艇に関連する機器及び部品の修理並びに販売、電磁波シールドルームの設計・販売
東京計器パワーシステム(株)	70	100.0	油圧応用装置の製造及び販売
東京計器テクノポート(株)	80	100.0	建物保守管理業、製品梱包業、保険代理業
東京計器インフォメーションシステム(株)	50	100.0	電子計算機による受託計算、ソフトウェア開発、ファクトリング業
東京計器レールテクノ(株)	60	70.0	鉄道用測定機器の製造及び販売、鉄道軌道検測業務の請負
(株)モコス・ジャパン	32	100.0	船用無線の通信料金の精算・設備の保守管理
TOKYO KEIKI U. S. A., INC.	50千米ドル	100.0	船用・油圧機器及び部品等の販売
東涇技器(上海)商貿有限公司	350千米ドル	100.0	船用機器・部品の販売、販売斡旋及びアフターサービス
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	8,750千米ドル	100.0	当社油圧機器の製造

注 1. TOKYO KEIKI U. S. A., INC. 及び東涇技器(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

2. TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. の決算日は3月31日であります。

(3) その他

当社が技術提携を行っている主要な相手先はハネウェル・インターナショナル・インコーポレーテッド(米国)及びイトン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(米国)であります。

5. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,228百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,160
株式会社横浜銀行	2,523
株式会社みなと銀行	1,523
農林中央金庫	1,494

6. 企業集団の主要な営業所、事業所及び工場

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	那須工場	栃木県那須郡
名古屋営業所	愛知県名古屋市	矢板工場	栃木県矢板市
北関東営業所	栃木県佐野市	佐野工場	栃木県佐野市
大阪営業所	大阪府大阪市	田沼事業所	栃木県佐野市
今治営業所	愛媛県今治市	飯能事業所	埼玉県飯能市

(2) 子会社

会社名	本社所在地
東京計器アビエーション(株)	埼玉県飯能市
東京計器パワーシステム(株)	東京都大田区
東京計器テクノポート(株)	東京都大田区
東京計器インフォメーションシステム(株)	東京都大田区
東京計器レールテクノ(株)	東京都大田区
(株)モコス・ジャパン	神奈川県横浜市
TOKYO KEIKI U. S. A., INC.	米国カリフォルニア州
東涇技器(上海)商貿有限公司	中華人民共和国上海市
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ダナン市

7. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
安藤 毅	代表取締役 取締役社長	
山田 秀光	代表取締役 専務取締役 執行役員 ものづくり革新担当 (品質・技術・生産)	
厚見 幸利	代表取締役 常務取締役 執行役員 資材担当 兼財務経理部長	
横山 宏	取締役 (常勤監査等委員)	
柳川 南平	取締役 (監査等委員)	
中村 敬	取締役 (監査等委員)	

- 注 1. 監査等委員である取締役柳川南平氏及び中村敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役横山宏氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役のうち横山宏氏を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めること及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定することが必要と判断しているためであります。
4. 当期中の取締役の異動
- (1) 監査等委員である取締役柳川南平、中村敬の2氏は、2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって就任いたしました。
- (2) 取締役協憲一、土屋誠、野村修三の3氏は、任期満了により2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (3) 監査等委員である取締役笹裕、釘宮亮太郎の2氏は、任期満了により2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 責任限定契約の内容の概要
- 監査等委員である取締役横山宏氏、柳川南平氏及び中村敬氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
岡安尚登	常務執行役員 研究開発センタ所長 兼技術担当
岡嶋洋	常務執行役員 通信制御システムカンパニー長
種具良治	常務執行役員 電子システムカンパニー長
手塚秀利	執行役員 油圧制御システムカンパニー長
山下浩明	執行役員 船用機器システムカンパニー長
鵜澤正光	執行役員 検査機器システムカンパニー長
山田茂樹	執行役員 法務担当 兼CSR推進担当 兼法務室長
小堀文男	執行役員 人事総務部長
吉田芳彦	執行役員 情報担当 兼営業・サービス担当 兼IR・広報担当 兼社長室長
李超海	執行役員 アジア地域事業推進担当 兼東涇技器（上海）商貿有限公司董事長兼総経理
鈴木由起彦	執行役員 技術生産サービス室長 兼品質担当 兼生産担当
楠澄人	執行役員 計測機器システムカンパニー長

(2) 取締役の報酬等

	人数	報酬等の総額
監査等委員でない取締役	5名	119百万円
監査等委員である取締役	5名	28百万円
計	10名	147百万円

- 注 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）4百万円を支給しております。
2. 報酬等の総額には、社外取締役（監査等委員である取締役4名）に対する報酬額として11百万円が含まれております。
3. 報酬等の総額には、監査等委員でない取締役5名に対する株式取得目的報酬17百万円が含まれております。
4. 報酬等の総額には、業務執行取締役に対する業績連動報酬10百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査等委員である取締役 柳川南平

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後当期開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会20回のうち20回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

② 監査等委員である取締役 中村敬

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後当期開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会20回のうち20回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

注 監査等委員である取締役柳川南平、中村敬の2氏が在任中の2018年10月に、当社は一般産業用油圧機器の一部において長年にわたりお客様との契約に基づく製品検査工程に不適切な事象があったことを公表いたしました。上記2氏は本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。事実の判明後は、2氏は本件の調査・原因究明・品質管理体制の抜本的見直しを行う検査品質問題調査委員会の一員に加わる等して、品質保証に関するコンプライアンスの強化、再発防止に向けた提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額

39百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積りなどが適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。

注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

- 備考 1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
2. 消費税等は税抜方式によっております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	46,124	流動負債	22,289
現金及び預金	9,397	支払手形及び買掛金	7,027
受取手形及び売掛金	13,723	短期借入金	10,757
電子記録債権	5,316	未払金	804
商品及び製品	1,673	未払法人税等	493
仕掛品	9,894	賞与引当金	1,121
原材料及び貯蔵品	5,423	その他	2,086
未収入金	76	固定負債	6,579
その他	624	長期借入金	4,954
貸倒引当金	△ 1	役員退職慰労引当金	51
固定資産	12,224	資産除去債務	788
有形固定資産	7,246	退職給付に係る負債	721
建物及び構築物	2,065	その他	64
機械装置及び運搬具	1,971	負債合計	28,868
工具器具及び備品	1,143	純資産の部	
土地	1,873	株主資本	28,137
建設仮勘定	193	資本金	7,218
無形固定資産	0	資本剰余金	14
その他	0	利益剰余金	21,528
投資その他の資産	4,978	自己株式	△ 623
投資有価証券	3,401	その他の包括利益累計額	892
繰延税金資産	950	その他有価証券評価差額金	844
差入保証金	561	為替換算調整勘定	19
その他	120	退職給付に係る調整累計額	29
貸倒引当金	△ 54	非支配株主持分	452
資産合計	58,349	純資産合計	29,481
		負債・純資産合計	58,349

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,692
売上原価		34,504
売上総利益		12,187
販売費及び一般管理費		9,747
営業利益		2,440
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	83	
団体生命保険受取配当金	42	
設備貸付料	9	
持分法による投資利益	93	
補助金の収入	6	
その他	80	319
営業外費用		
支払利息	75	
設備貸付費用	14	
為替差損	1	
その他	9	99
経常利益		2,660
特別損失		
固定資産売却及び除却損	7	7
税金等調整前当期純利益		2,653
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	655	
法人税等調整額	7	662
当期純利益		1,991
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		1,936

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	7,218	14	19,923	△ 538		26,617
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 331	—		△ 331
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,936	—		1,936
自己株式の取得	—	—	—	△ 85	△ 85	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—		—
当期変動額合計	—	—	1,605	△ 85		1,520
当期末残高	7,218	14	21,528	△ 623		28,137

	その他の包括利益累計額				非支配 株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,202	88	118	1,407	401	28,425
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 331
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	1,936
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 85
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 357	△ 69	△ 89	△ 516	52	△ 464
当期変動額合計	△ 357	△ 69	△ 89	△ 516	52	1,056
当期末残高	844	19	29	892	452	29,481

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	39,299	流動負債	22,647
現金及び預金	4,429	支払手形	1,063
受取手形	2,628	買掛金	6,894
電子記録債権	5,203	短期借入金	10,411
売掛金	9,820	未払金	755
商品及び製品	1,528	未払費用	1,763
仕掛品	9,488	未払法人税等	354
原材料及び貯蔵品	5,105	前受金	191
前渡金	419	預り金	233
前払費用	136	賞与引当金	983
短期貸付金	66	固定負債	4,754
未収入金	359	長期借入金	3,654
その他の金	120	退職給付引当金	250
貸倒引当金	△ 1	資産除去債務	788
固定資産	12,111	その他の	62
有形固定資産	6,436	負債合計	27,401
建物	1,743		
構築物	98		
機械及び装置	1,545		
車両運搬具	3		
工具器具及び備品	1,070		
土地	1,871		
建設仮勘定	107		
無形固定資産	0		
その他	0		
投資その他の資産	5,675	純資産の部	
投資有価証券	2,520	株主資本	23,181
関係会社株式	608	資本金	7,218
関係会社出資金	882	利益剰余金	16,587
長期貸付金	329	利益準備金	455
長期前払費用	26	その他利益剰余金	16,131
差入保証金	550	繰越利益剰余金	16,131
繰延税金資産	757	自己株式	△ 623
その他の金	42	評価・換算差額等	828
貸倒引当金	△ 39	その他有価証券評価差額金	828
資産合計	51,410	純資産合計	24,009
		負債純資産合計	51,410

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,593
売上原価		31,563
売上総利益		10,030
販売費及び一般管理費		8,525
営業利益		1,505
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	290	
設備賃貸料	335	
為替差益	1	
その他	167	803
営業外費用		
支払利息	86	
設備賃貸費用	143	
その他	6	236
経常利益		2,072
特別損失		
固定資産売却及び除却損	2	2
税引前当期純利益		2,070
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	410	
法人税等調整額	12	423
当期純利益		1,647

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,218	422	14,848	15,270	△ 538	21,950
当期変動額						
利益準備金の積立	—	33	△ 33	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 331	△ 331	—	△ 331
当期純利益	—	—	1,647	1,647	—	1,647
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 85	△ 85
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	33	1,283	1,316	△ 85	1,231
当期末残高	7,218	455	16,131	16,587	△ 623	23,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,183	1,183	23,133
当期変動額			
利益準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 331
当期純利益	—	—	1,647
自己株式の取得	—	—	△ 85
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 355	△ 355	△ 355
当期変動額合計	△ 355	△ 355	876
当期末残高	828	828	24,009

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内藤 真 一 [Ⓐ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤本 貴子 [Ⓐ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東京計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 藤 真 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 本 貴 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、CSR推進室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

東京計器株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 横山 宏[㊟]

監査等委員 柳川 南平[㊟]

監査等委員 中村 敬[㊟]

(注) 監査等委員柳川南平及び中村敬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第88期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化とのバランスを図りながら安定的な配当を継続して行く基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額411,368,975円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（3名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の監査等委員でない取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

<候補者一覧>

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役在任年数	取締役会／出席回数
1 再任	あん どう つよし 安 藤 毅	代表取締役 取締役社長		11年	100% (16回／16回)
2 再任	やま だ ひで みつ 山 田 秀 光	代表取締役 専務取締役 執行役員	ものづくり革新担当 (品質・技術・生産)	15年	100% (16回／16回)
3 新任	うえ の やま もと お 上野山 素 雄	—	財務経理部財務部長	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
1	<p>あん どう つよし 安 藤 毅 (1956年6月2日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年5月 当社入社 2002年6月 ㈱トキメック自動建機取締役社長 2006年7月 当社社長室担当部長 2008年4月 同CSR推進担当兼社長室長 2008年4月 同情報担当 2008年6月 同取締役執行役員就任 2014年6月 同カンパニー制推進担当委嘱 2016年6月 同営業・サービス担当委嘱 2017年6月 同常務取締役就任 2018年6月 同代表取締役就任 (現) 2018年6月 同取締役社長就任 (現)</p>	16,481株
<p>【取締役候補者とした理由】 安藤毅氏は、2008年から取締役としてカンパニー制推進担当、営業・サービス担当、CSR推進担当及び社長室長を担当する等、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2018年6月からは取締役社長として、コーポレートガバナンスの強化や更なる業務効率の改善に努めております。持続的成長による当社企業価値向上のために、経営の執行と監督に相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>やま だ ひで みつ 山 田 秀 光 (1952年8月31日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年4月 当社入社 1995年4月 同マリンシステム事業部技術部長 2000年3月 同制御システム事業部技術部長 2004年4月 同第1制御事業部長 2004年6月 同取締役就任 2004年6月 同執行役員就任 (現) 2013年4月 同船用機器事業担当兼計測機器事業担当委嘱 2013年6月 同常務取締役就任 2013年6月 同品質管理担当委嘱 2014年6月 同代表取締役就任 (現) 2015年6月 同生産担当委嘱 2016年6月 同ものづくり革新推進担当 (品質・技術・生産担当) 委嘱 2017年6月 同専務取締役就任 (現) 2018年6月 同ものづくり革新担当 (品質・技術・生産) 委嘱 (現)</p>	20,446株
<p>【取締役候補者とした理由】 山田秀光氏は、取締役として船用機器事業や計測機器事業の経営に携わり、技術・生産・品質の分野で豊富な経験と高い見識を有し、経営だけでなくものづくり革新に対しても適切な監督を行っております。持続的な企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所 有 する 当社株式の数
3	<small>うえの やま もと おお</small> 上野山 素 雄 (1967年2月3日生) 新任	1989年4月 (株)太陽神戸銀行入行 2013年4月 (株)三井住友銀行経営企画部部付部長 2014年4月 同柏法人営業部長 2016年4月 同神田法人営業第二部長 2019年4月 当社財務経理部財務部長(現)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 上野山素雄氏は、長きにわたり金融機関において金融業務等の実務に携わってこられており、その経歴を通じて培った幅広い視野と豊かな経験を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

注 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役のうち横山宏氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
<small>か し ま た か ひ ろ</small> 鹿島孝弘 (1966年8月22日生) 新任	1992年4月 当社入社 2012年4月 同管理部経理部会計課長 2014年4月 同管理部経理部長 2017年4月 同財務経理部経理部長(現)	1,466株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。2014年からは当社経理部長として当社の収益状況のとりまとめによる決算の健全かつ適切な運営に貢献しており、監査等委員としての職務を適切に遂行することができると判断したため、選任をお願いするものであります。		

- 注 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本総会終結後、鹿島孝弘氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大規模買付ルール（以下、本ルールといいます。）につきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（2010年6月29日）、第82回定時株主総会（2013年6月27日）及び第85回定時株主総会（2016年6月29日）において、その継続のご承認をいただきましたが、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。本ルールの継続について検討してまいりました結果、引き続き上記目的のため、同内容の本ルールについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本ルールの継続につきましては、当社監査等委員会及び特別委員の全員から同意を得ております。

記

I 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社グループは、「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」及び「既存事業の継続的強化」を中期経営方針として掲げております。この基本方針の下、2013年4月1日から導入しましたカンパニー制により、当社の保有する多種多様な技術・技能を練磨・駆使し、時代や社会が求める課題を解決することで新たな需要の創出を加速させてまいりました。さらに、2016年6月29日開催の定時株主総会におきましてご承認いただきました監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有することで取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、従来取締役役に委嘱されてきた業務執行権限の相当な部分を執行役員に委嘱することで、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行ってまいりました。これにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、適正なリスクテイクを支える環境整備、適正な情報開示と透明性確保等を追及する「攻めのガバナンス」の強化を推進してまいりました。

一方、当社グループを取り巻く経済状況は、国内では各種政策の効果により景気は緩やかな回復基調が続いているものの、海外では米中通商問題が与える世界経済の動向と政策に関する不確実性等、予断を許さない状況が続いております。当社グループは、このような事業環境下において、熾烈なグローバル市場での競争に勝つために、グループ全体の経営資源を有効活用することにより必要な開発、生産、販売、サービスなどの環境を整備し、経営資源に不足があれば業務提携、M&Aなどで補強して競争優位の継続的な創出に邁進してまいります。

II 本ルール of 必要性

当社グループは、持続的成長による企業価値向上を実現し、もって当社株主共同の利益を向上させるため、前述の中期経営方針を着実に推進し、事業構造を柔軟で強固なものに変革していく所存です。当社取締役会は、これらの事業構造の変革を確実に実行してまいります。これと共に、当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考え、向こう3年間は、会社の支配に関する基本方針に照らし、不適切な買収者による買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。他方、近年では株主構成比率は持ち合い株式比率の低下により非安定株主比率が増加の傾向にあり、今後も我が国の資本市場において買収行為が継続的に行われることが懸念され、この場合において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、大規模な株式の買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうような買収行為の生じ得る可能性が十分考えられ、当社においてもその可能性が否定できないと考えます。

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、買収行為が当社企業価値及び株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様 に適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と買収行為者との交渉又は買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様の判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じること、並びに当社企業価値及び株主共同の利益を毀損するような買収行為を防止するために必要な措置を講じることが必要であると考えています。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することとしています。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はございません。

III 本ルール of 合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業

価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響及び株主の権利の尊重）を完全に充足しています。なお、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて本ルールに基づく対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、上記Ⅱ.「本ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なお判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（2010年6月29日）、第82回定時株主総会（2013年6月27日）及び第85回定時株主総会（2016年6月29日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期間の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続さも確保されております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後、当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記(3)のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないことのできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない

買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)任期は1年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

IV 承認の対象となる本ルールの内容

本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました本ルールの内容は下記のとおりです。

記

1. 本ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 本ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等(※1)を買い付ける者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ(以下、「大規模買付者グループ(※2)」といいます。)の議決権割合(※3)を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者(以下①及び②の買付行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

- ※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。）又は(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではない

と認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的に、情報の提供を要求します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会に必要情報が提供された場合及び提供情報の検討・分析を開始した場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様との判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。

①大規模買付者グループの概要

②大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容

③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

④大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が分析検討期間を60営業日と定めているのは、当社の営む事業が前述のとおり多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、特に防衛事業は、取り扱う情報が防衛省との契約により「防衛秘密の保全」として厳重に管理されているものもあり、我が国の防衛政策に大きく関係する事業であることから、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、

当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 対抗措置発動の中止又は停止

下記3(1)又は3(2)において、大規模買付者に対して、株主意思確認総会又は当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の撤回・変更又は代替案の提示があった場合、又は対抗措置発動の事実関係に変動が生じた場合には、当社の企業価値又は当社株主全体の共同の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会是对抗措置の発動の中止又は停止を行うことがあります。

このような対抗措置発動の中止又は停止を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(7) 本ルールの適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等を含む会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段（ただし、対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行いません。）を選択し対抗措置を発動することがあります。なお、本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営

方針及び事業計画に対する代替案を含みます。)に著しく劣ると判断される場合)には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します(特別委員会の概要については添付資料のとおりです。)

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様の開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める分析検討期間に含まれます。

5. 株主の皆様・流通市場への影響

(1) 本ルール導入時

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動後

当社取締役会は、当社株主の皆様(当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収を行う者を除きます。)が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

6. 本ルール適用開始、有効期間、継続及び廃止等

本ルールは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとし、有効期間は2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本ルールは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止することができるものとします。また、本ルールの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時改正ができるものとし、その場合は、取締役会において決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。このように、当社取締役会が本ルールについて変更を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本ルールに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本ルールを修正又は変更する場合があります。

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

- ①当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役員若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となつたことがない者
- ②企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 委員の略歴

中 東 正 文（なかひがし まさふみ）

1965年9月生まれ

1989年3月 名古屋大学法学部卒業

1991年3月 名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了

1991年4月 名古屋大学法学部助手

1993年4月 中京大学法学部専任講師

1996年4月 名古屋大学法学部助教授

1999年4月 名古屋大学大学院法学研究科助教授

2002年4月 名古屋大学大学院国際開発研究科助教授

2005年4月 名古屋大学大学院法学研究科教授（現在に至る）

高 山 崇 彦（たかやま たかひこ）

1966年7月生まれ

1989年3月 中央大学法学部法律学科卒業

1993年4月 最高裁判所司法研修所入所

1995年4月 大阪地方裁判所判事補

1997年4月 東京地方裁判所判事補、キヤノン株式会社社出向

1998年4月 東京地方裁判所判事補

1999年7月 法務省民事局付検事

2006年4月 東京地方裁判所判事

2007年4月 第一東京弁護士会登録、TMI総合法律事務所にパートナーとして参画（現在に至る）

松 崎 信（まつぎき まこと）

1942年11月生まれ

1965年 3月 千葉商科大学商経学部商学科卒業

1969年 4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社

1971年 3月 東京大学大学院経済学研究科修士課程修了

1972年11月 公認会計士登録

1985年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表
社員就任

2005年 4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授

2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）退社

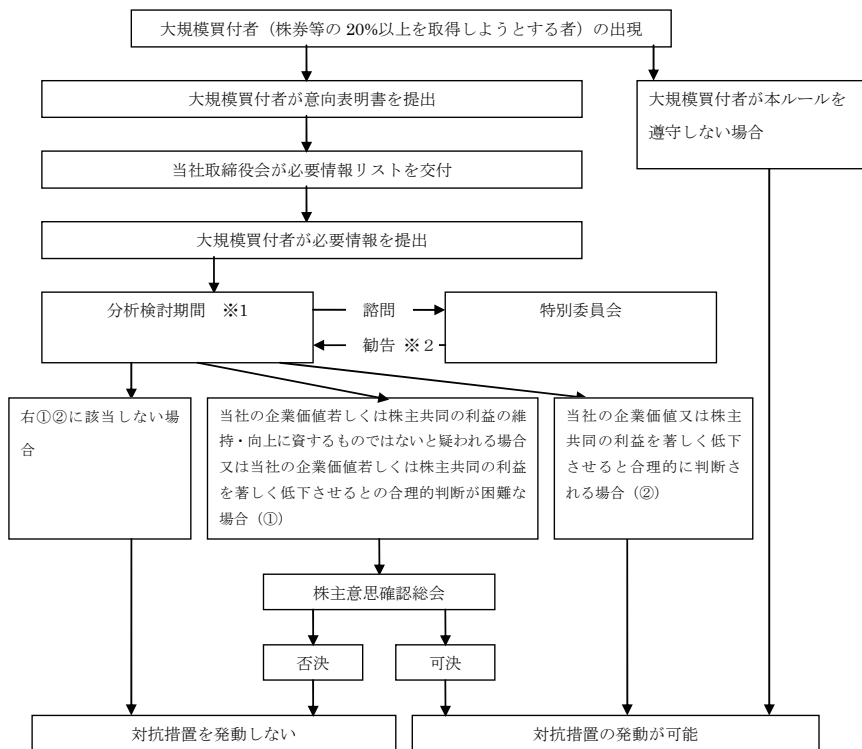
2008年 4月 千葉県公益認定等審議会委員

2009年 3月 荏原実業株式会社監査役就任

2016年 3月 荏原実業株式会社監査等委員である取締役就任（現在に至る）

【本ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区南蒲田 2 丁目16番46号
当会社本店会議室
電話 (03)3732-2111

交通：JR蒲田駅、東急蒲田駅、東口より1.4km徒歩約20分（タクシーで約7分）。

京急蒲田駅より徒歩約10分。

JR蒲田駅より京急バスご利用の場合は、駅前バス乗り場③番で乗車し「南蒲田 2 丁目」で下車、または④⑤番で乗車し「日ノ出通り」で下車して下さい。

